

浄化槽の保守点検について

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

法定検査を受けましょう

浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。法定検査には、使用開始後3～8カ月以内に行う「設置後等の水質検査」と毎年1回行う「定期検査」があります。浄化槽をお使いの方で検査案内が届いていない方は、社北海道浄化槽協会（☎011-823-4750）に問い合わせください。

また、浄化槽を新たに設置したり変更する場合や廃止した場合は、上記係に届け出をしてください。水質基準に満たない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により罰せられます。

保守点検を受けましょう

「保守点検」は、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充などを行います。「保守点検」は4カ月に1回以上実施します。（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）「保守点検」は、浄化槽管理士や浄化槽管理士のいる専門の登録業者に委託することができます。

清掃を行いましょ

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」は、バキューム車で汚泥を、年1回以上引き抜かなければなりません。清掃は、「町の許可業者」に委託することができます。

生ごみ処理機購入助成制度案内

生ごみ処理機やコンポスターの本体購入費用の一部を助成する制度を実施しています。生ごみ処理機やコンポスターはごみの減量化にもつながり、環境にもやさしい生ごみリサイクルですので、ぜひ利用してください。

■申請受付／購入する前に、印かんと金融機関の口座番号などが分かるものを持参し、下記係に申請してください。

■対象となる方／町民で本町に1年以上居住し、今後1年以内に転出の予定が無い方

対象機械	電気式 (乾燥型・バイオ型)	堆肥式 (コンポスター・ 発酵式2個1組)
助成金額	上限 30,000円	上限 3,800円

※付属品を除く本体購入費用の2分の1で、百円単位まで助成します。

※町内販売店で購入されたものに限りです。

※ダンボールによる生ごみ処理は助成の対象外とします。

※助成は一世帯一台です。

※助成を受けた方は、5年間同式の助成に申請できません。

犬の放し飼い・ふんの不始末の注意喚起

犬の放し飼いや繋ぎ方が悪いことなどが原因で、飼い犬が脱走したり、ふんを放置したりするなど、マナーの悪い飼い主が見受けられます。こうした飼い方は、犬が負傷するだけでなく、近隣トラブルの原因にもなりますので、絶対に止めましょう。日ごろからペットが逃げないようにしっかりと繋ぐか柵に入れ、散歩に連れて行く時は袋などを携帯し、ふんの後始末は確実に行いましょう。ペットを飼う時は、責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。



大型連休のごみ収集・受け入れについて

大型連休中、5月3日はごみの収集がお休みです。

クリーンセンターでの受け入れは4月29日と5月3～6日がお休みです。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

危険物取扱者試験のお知らせ

- 試験日／6月2日(日)
- 種類／甲種、乙種全類、丙種
- 場所／釧路市 他16市2町
- 受付期間／4月18日(木)～25日(木)
- 問い合わせ／標茶消防署

※受験願書・申込書は標茶消防署にあります。
※インターネットでも申請できますので、詳しくは(財)消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)を確認してください。

インターネット申請

- 受付期間／4月15日(月)～22日(月)



※処理基準に従わないごみの焼却処理は一部例外を除き法律で禁止されており、懲役・罰金などの対象となります。火災危険だけでなく近隣に多大な迷惑となりますので絶対に止めましょう。

4月20～30日の間、春の北海道火災予防運動を実施します。
標茶消防署では毎年この時季に多発する林野火災を防止するための予防活動に力を入れています。
林野火災の原因はごみ焼き、枯れ草などの火入れがほとんどを占めています。また、タバコなどの小さな火でも大きな火災につながる危険性があります。
山菜採り、魚釣りなどで入林する際は火気の取扱いに十分注意しましょう。

消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

春の火災予防運動を実施します



住宅に太陽光発電システムを設置された方へ

4月1日から町内の住宅などに太陽光を利用した発電システムを設置した場合に、10万円分のどんぐりスタンプ券を贈呈します。

なお、設置後「申出書」に

- ①システムの内容が明示された書類および契約書
 - ②システムの設置状態を示す写真
 - ③町税などの滞納がないことを証明するものなど
- 上記の書類をそろえて下記までに提出してください。

■対象となる方

- ①本町に住所のある方
- ②町税を滞納していない方など

■対象となる設備

- ①太陽光発電普及拡大センターの適合機種に該当する太陽電池モジュールを使用したもの
- ②太陽電池モジュールの最大出力が2kW以上10kW未満(増設の場合は既設分も含める)
- ③未使用品の設備を設置したもの

※申出書の受け付けは、先着順となります。予算額を越えて申し出があった場合は、お受けできないことがあります。なお、詳細は、左記まで問い合わせください。

問い合わせ／

役場管理課管財係

(1階⑦番窓口 ☎485-2111 内線141)

